備考）１　「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

２　「透水性コンクリート」については、ＪＩＳ　Ａ　5371（プレキャスト無筋コンクリート製品附属書Ｂ舗装・境界ブロック類推奨仕様Ｂ－１平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

<table>
<tr><td>鉄鋼スラグ水和固化体</td><td>鉄鋼スラグブロック</td><td>【判断の基準】
○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50％以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。
別表
<table><tr><th>種　　類</th></tr><tr><td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td></tr><tr><td>電気炉酸化スラグ</td></tr></table>【配慮事項】
○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</td></tr>
<tr><td>吹付けコンクリート</td><td>フライアッシュを用いた吹付けコンクリート</td><td>【判断の基準】
○吹付けコンクリートであって、１㎥当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">塗料</td><td>下塗用塗料（重防食）</td><td>【判断の基準】
○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</td></tr>
<tr><td>低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</td><td>【判断の基準】
○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（ＶＯＣ）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が５％以下であること。</td></tr>
<tr><td>高日射反射率塗料</td><td>【判断の基準】
①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。
②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80％以上であること。</td></tr>
</table>

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

２　近赤外波長域日射反射率、明度Ｌ*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、ＪＩＳ　Ｋ　5675による。

３　「高日射反射率塗料」については、ＪＩＳ　Ｋ　5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表　近赤外波長域日射反射率

明　　度　　L*　　値	近赤外波長域日射反射率（％）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度Ｌ*値の値
80.0以上	80.0

<table>
<tr><td>防水</td><td>高日射反射率防水</td><td>【判断の基準】
○近赤外域における日射反射率が50.0％以上であること。</td></tr>
</table>

備考）１　本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

２　日射反射率の求め方は、ＪＩＳ　Ｋ　5602に準じる。

<table>
<tr><td>舗装材</td><td>再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）</td><td>【判断の基準】
①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。
②再生材料が原材料の重量比で20％以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
③土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。
【配慮事項】
○土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。
別表
<table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>建材廃材</td></tr><tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr></table></td></tr>
</table>